

# (写)

生食監発 0228 第3号  
平成 29 年 2 月 28 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

## 対EU輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知)中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき、衛生証明書の発行、モニタリング検査等を行っているところです。

今般、関係事業者団体からの照会を踏まえ、要領の運用について下記のとおりとしますので、ご了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、本件については、水産庁漁政部加工流通課と協議済であることを申し添えます。

## 記

### 1. 「7(1) 衛生証明書の発行手続」について

製造者より必要事項が記載された「衛生証明書発行申請書」が提出され、荷口確認が不要な場合には、速やかに衛生証明書を発行すること。

特に、閉庁日及びその翌日に輸出が予定される場合には適切に対応すること。

### 2. 「10(4) サンプルングの頻度等」について

残留動物医薬品等のモニタリング検査の要領別添7のIIからIVに掲げる物

質に係るサンプリングについては、供給元の登録養殖場への遡り調査が不可能な場合を除き、(イ)に定める加工施設又は卸売り市場の段階で行うよう配慮すること。

### 3. 別の加工施設が取り扱う登録養殖場の魚介類の取扱いについて

認定施設が「施設認定申請書」の「3(2)ウ 原材料を取り扱う養殖場等のリスト」に記載がない登録養殖場から魚介類を購入し、加工・輸出を行う場合には、原材料を取り扱う登録養殖場の変更について都道府県等へ届け出ること。なお、当該登録養殖場が厚生労働省又は水産庁が策定した対EU輸出水産食品に係るモニタリング計画の対象養殖場の場合、認定施設はモニタリング計画に係る予定生産量の変更等を都道府県知事等に連絡する必要はない。